

物件送付依頼書

① 依頼年月日を記入

年 月 日

② 取扱警察署名等を記入

警視庁

○ ○ ○ 警察署長 殿

③ 依頼者の住所・氏名・電話番号を記入

(〒 -)

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

(携帯電話) _____

取扱警察署等の担当係員から教示を受け記入します

依頼物件	④
受理年月日	⑤ 年 月 日
転換年月日	⑥ 年 月 日
受理番号	⑦ 署 第 _____ 号
送付先	⑧ 物件の送付先等を記入 (〒 -) 住 所 フリガナ 氏 名 電話番号 (携帯電話)
送付方法	⑨ 「宅配による着払い」等と記入

※ 物件送付依頼書を利用される場合、必ず事前に取扱警察署等へご連絡のうえ、手続きをしてください。

尚、事前連絡が無い場合、依頼物件の送付はできませんので、予めご了承ください。

「物件送付依頼書」・「受領書」利用上のご注意

物件送付依頼書等は、警察署等で保管されている遺失物(拾得物)を、警察署窓口等における引取りが困難な場合に、物件の送付を依頼するものです。

物件送付依頼書等を利用される場合、必ず事前に取扱警察署等へご連絡のうえ、手続きをしてください。

<p>記入要領</p>	<p>「物件送付依頼書」</p> <p>依頼年月日を記入します。</p> <p>取扱警察署等を記入します。</p> <p>依頼者の、住所、氏名、電話番号(携帯番号)を記入します。</p> <p>、 } 取扱警察署等の担当係員から教示を受け、記入します。</p> <p>、 }</p> <p>物件の送付先等を記入します。</p> <p>「宅配による着払い」等と記入します。その他の方法を希望する方は、担当係員へ相談してください。</p> <p>「受領書」</p> <p>太枠内をご記入ください。 受理番号は「物件送付依頼書」の受理番号と同じです。</p>
<p>依頼方法</p>	<p>(1) 取扱警察署等へ郵送又はFAX送信してください。</p> <p>(2) 郵送又はFAX送信する場合、担当係員から教示のあった、必要書類(注1)を添えて、手続きをお願いします。(依頼書の記入漏れ、必要書類の不備があった場合、依頼物件を送付できません。)</p> <p>(3) 依頼の際には、必ず「物件送付依頼書」、「受領書」、「依頼者の住所、氏名が確認できる書類(保険証・免許証等)の写し」等の必要書類を一緒に送ってください。</p> <p>注1～必要書類については、取扱警察署等の担当係員にお尋ねください。</p>
<p>注意事項</p>	<p>(1) 落とし物をされた方は、遺失物が警察署に届けられた日(受理年月日)から、<u>「3か月以内」に手続きをされない</u>と所有権が無くなります。</p> <p>(2) 落とし物を届けた方は、拾得物件預り書へ記載の、所有権取得の日から、<u>「2か月以内(拾得者の物件引取期間)」に手続きをされない</u>と所有権が無くなります。</p> <p>(3) 依頼書の到着順に送付の手続きをしますので、発送までに若干日数を要する場合がありますので、予めご承知おきください。</p> <p>(4) 送付料金(梱包料含む)の支払方法は「着払い」となります。 但し、現金のみの場合は、現金書留となりますので、送料を在中現金の中から差引かせていただきます。</p> <p>(5) こわれ物、カメラ、電気製品等を宅配便で送付した場合、警察署等では損傷事故について責任を負いかねます。</p> <p>(6) 提供する申請様式は、東京都内の警察署へ提出する場合に、正式な様式として使用することができます。</p> <p>(7) 提出の際は、次の用紙を使用してください。 日本工業規格A列4番 白地かつ無地(感熱紙等の特殊紙を除く。)</p> <p>(8) 電子メールによる受付は行っていません。</p>